

平成27年度南大隅町議会定例会2月会議 会議録（第1号）

招集年月日 平成27年4月9日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 平成27年4月9日 午前10時00分

開 議 平成28年 2月3日 午前9時50分

応招議員

1番 浪瀬 敦郎 君	6番 日高 孝壽 君	12番 川原 拓郎 君
2番 持留 秋男 君	7番 水谷 俊一 君	13番 大村 明雄 君
3番 松元 勇治 君	8番 大久保 孝司 君	
5番 平原 熊次 君	9番 井之上 一弘 君	

不応招議員 なし
 出席議員 全員
 欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定による出席者

町長	森田 俊彦 君	経済課長	尾辻 正美 君
副町長	白川 順二 君	教育振興課長	浜川 和弘 君
教育長	山崎 洋一 君	税務課長	畦地 耕一郎 君
総務課長	石畑 博 君	建設課長	石走 和人 君
支所長	田中 明郎 君	町民保健課長	馬見塚 大助 君
会計管理者	花里 友二 君	総務課課長補佐	相羽 康德 君
企画観光課長	竹野 洋一 君	総務課主幹	中之浦 伸一 君
介護福祉課長	水流 祥雅 君	総務課財政係長	上之原 智 君

職務のための出席者 : (議会事務局長) 大久保 清昭 君 (書記) 立神 久仁子 君

提出議案 : 別紙のとおり

会議録署名議員 : (5番) 平原 熊次 君 (6番) 日高 孝壽 君

議事の経過 : 別紙のとおり

散 会 : 平成28年 2月3日 午前10時36分

▼ 開 議

議長（大村明雄君）

ただいまから、平成27年度南大隅町議会定例会2月会議を開きます。
議事日程表により本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめ配布したとおりであります。

▼ 日程第 1 「会議録署名議員の指名」

議長（大村明雄君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって平原熊次君、及び日高孝壽君を指名します。

▼ 日程第 2 「審議期間の決定」の件

議長（大村明雄君）

日程第2 審議期間の決定の件を議題とします。
2月会議の審議期間は、本日のみの1日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

異議なしと認めます。
したがって、2月会議の審議期間は、本日のみの1日間に決定しました。

▼ 日程第 3 議案第40号 平成27年度南大隅町一般会計補正予算（第11号）について

議長（大村明雄君）

日程第3 議案第40号 平成27年度南大隅町一般会計補正予算（第11号）についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第40号は、平成27年度南大隅町一般会計補正予算（第11号）についてであります。

本案は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6百44万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億2千6百70万6千円とするものであります。

第1表 歳入歳出予算補正では、歳出予算に介護保険事業(保険事業勘定)繰り出し金、鳥獣害防止施設整備事業補助金の計上を行い、歳入予算では主要の財源として普通交付税の計上及び国県の負担金の調整を行い、また債務負担行為の補正として南大隅町老人福祉センター他7施設の指定管理にかかる追加を行ったところであります。

詳細は、担当課長に説明させますので、よろしくご審議ご決定くださいますよう、お願いいたします。

総務課長(石畑博君)

議案第40号 一般会計補正予算(第11号)について、補足説明をいたします。

まず1ページでございます。

議案第40号 平成27年度南大隅町一般会計補正予算(第11号)

平成27年度南大隅町の一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6百44万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億2千6百70万6千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正 第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

4ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正 今回は8件を追加するものでございます。

南大隅町老人福祉センター管理委託

期間 平成28年度から平成32年度までの5年間 限度額 7百5万5千円

南大隅町佐多堆肥センター管理委託

期間 平成28年度から平成31年度まで4年間 限度額 1千6百万円

南大隅町漁船保全修理施設管理委託

期間 平成28年度から平成32年度までの5年間 限度額 2百24万円

南大隅町さたでいランド管理委託

期間 平成28年度から平成30年度までの3年間 限度額 2百43万円

南大隅町大浜海浜公園管理委託

期間 平成28年度から平成29年度までの2年間 限度額 1百93万円

南大隅町半潜水型水中展望船管理委託

期間 平成28年度から平成32年度までの5年間 限度額 5百40万円

南大隅町佐多岬ふれあいセンター管理委託

期間 平成28年度から平成29年度までの2年間 限度額 8百70万円

南大隅高等学校寮管理委託

期間 平成28年度から平成30年度までの3年間 限度額 1千6百50万円の追加をお願いするものです。

続いて7ページをお願い致します。

歳入でございますが、10款 地方交付税 1項 地方交付税 1目 地方交付税に、今回の補正予算にかかる財源調整としまして、6百50万1千円を追加。

14款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 民生費国庫負担金に、低所得者保険料軽減

負担金4万1千円の減額。

15款 県支出金 1項 県負担金 1目 民生費負担金に、低所得者保険料軽減負担金2万円の確定により減額計上致しております。

下のページ8ページでございますが、歳出につきましては、3款 民生費 1項 社会福祉費 7目 介護保険費に、介護保険給付費低所得者保険料軽減事務費にかかる繰出金5百93万円。

下段の、5款 農林水産業費 1項 農業費 3目 農業振興費に、鳥獣害防止施設整備事業にかかる、鳥獣の被害防止対策補助金として51万円の計上でございます。これは、申請件数が当初の39件から15件追加の申請によるものでございます。

以上、よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番（大久保孝司君）

ただいま説明をされました、鳥獣害防止施設整備事業。当初の中で170万の予算が組まれており、電気柵或いは、ワイヤーメッシュ等が基本になるわけですが、9月末で28件というのを受けておったのですが、39件の予算の中での170万だと思っておりますが、28件から現在では実質何件なのか。そして、この51万という金額は面積或いは件数はどのように予算をされているのか伺います。

町長（森田俊彦君）

経済課長に説明させます。

経済課長（尾辻正美君）

まず全体の申請件数でございますが、今回補正分を含めると54件になる見込みでございます。また今回の補正対応分としましては、猪12件、猿3件 15件分の追加をお願いするものでございます。

8番（大久保孝司君）

電気柵或いはワイヤーメッシュそういった区分というものは出ていないの。

経済課長（尾辻正美君）

27年度から、町単のワイヤーメッシュを追加したんですが、現在のところ電気柵だけで、町単のワイヤーメッシュはございません。

（「はい」との声あり。）

議長（大村明雄君）

ほかに質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第40号 平成27年度南大隅町一般会計補正予算（第11号）について採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第40号 平成27年度南大隅町一般会計補正予算（第11号）については、原案のとおり可決されました。

▼日程第 4 議案第41号 平成27年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第4号）について

議長（大村明雄君）

日程第4 議案第41号 平成27年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第41号は、平成27年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。
本案は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3千9百82万8千円とするものであります。
今回の主な補正は、医療用薬品代の追加でございます。
詳細は担当課長に説明させますので、よろしくご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

支所長（田中明郎君）

議案第41号 平成27年度南大隅町診療所特別会計補正予算（第4号）について、説明を致します。

議案第41号 平成27年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第4号）

平成27年度南大隅町の診療所事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ94万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3千9百82万8千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6 ページ歳入でございます。

5 款 諸収入 2 項 雑入 1 目 雑入 佐多診療所分の94万円を計上します。

7 ページ歳出でございます。

2 款 医業費 1 項 医業費 6 目 佐多診療所医業用衛生材料費 医療用薬品 インフルエンザワクチン 肺炎球菌のワクチン 整形に関する注射液等の購入 医療用薬品94万円計上致します。

よろしくご審議ご決定下さいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第41号 平成27年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号 平成27年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

▼日程第 5 議案第42号 平成27年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）について

議長（大村明雄君）

日程第5 議案第42号 平成27年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第42号は、平成27年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本案は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4千7百47万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5千40万4千円とするものであります。今回の主な補正は、介護サービス給付費等の増額計上及び実績見込みによる予算調整等でございます。

詳細は、担当課長に説明させますので、よろしくご審議ご決定下さいますようお願い致します。

介護福祉課長（水流祥雅君）

次に議案第42号をお願い致します。1ページをお開きください。

平成27年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）

平成27年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4千7百47万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5千40万4千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

8ページをお開きください。まず歳出よりご説明させていただきます。

今回の補正予算は、2款1項1目 居宅介護サービス給付費に、要介護度の方のヘルパー、並びにデイサービス、ショートステイ等の増に係る分といたしまして、2千6百11万2千円計上いたしております。また、前年同時期に比べますと要介護3並びに要介護4の方の増加が、主な原因と考えております。

また、2目の施設介護サービス給付費。いわゆる特別養護老人ホーム並びに介護保険施設みなみかぜに関するものでございますが、同じく1千3百11万4千円計上いたしており

ます。また、6目 居宅介護サービス計画給付費に4百74万計上しておりますが、同上に伴うケアプラン作成に係るものでございます。

次に、2款2項1目の介護予防サービス給付費5百85万6千円。2目の地域密着型介護予防サービス給付費。いわゆるグループホームでございますが、50万円。3目の介護予防福祉用具購入費を13万1千円。4目の介護予防住宅改修費を79万6千円。それぞれ減額しておりますが、考えられる主な理由といたしましては、介護区分の比較的低い要支援1の方が昨年同時期に比較しますと、151人から119人への32名の減となっている、これらが主な要因かと考えております。また、このことは、介護予防事業が徐々にではございますが、成果を表しつつあるものと考えてもおります。

次に9ページをお開きください。

2款4項の高額介護サービス費といたしまして、2百12万4千円。5項の特定入所者介護サービス費に8百4万8千円。6項の高額医療合算介護サービス費に百万円、追加計上致しておりますが、先ほどご説明申し上げました、要介護度3並びに4の方の増に伴うものでございます。

以上の歳出に伴う、歳入についてご説明いたします。6ページにおかえり下さい。

今ほど述べました、保健給付費の増減を相殺し、3款 支払基金交付金に2百82万5千円。4款1項の国庫負担金に、1千百1万1千円。2項の国庫補助金に1千2百72万9千円。5款 県支出金に4百49万5千円計上致しております。また、7款1項1目では、給付費見込額の法定内繰入額として、12.5%相当の5百96万5千円を計上致し、7ページ不足分を1千46万8千円基金より繰入致しております。尚、今回の繰入に伴う基金残高は、3千5百76万4千5百39円となる見込みでございます。

以上、ご審議ご決定くださるよう、お願い申し上げます。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第42号 平成27年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号 平成27年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

▼日程第 6 議案第43号 南大隅町さたでいランドの指定管理者の指定について議決を求める件について

議長（大村明雄君）

日程第6 議案第43号 南大隅町さたでいランドの指定管理者の指定について議決を求める件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第43号は、南大隅町さたでいランドの指定管理者の指定について議決を求める件であります。本案は、南大隅町さたでいランドの管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

1 施設の名称は、南大隅町さたでいランド

2 指定管理者となる団体は、

住 所 肝属郡南大隅町佐多馬籠3529番地3

名 称 合同会社 岬

代表者名 代表社員 石塚康秀氏

3 指定の期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの、3年間であります。

よろしくご審議ご決定くださいますようお願い致します。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第43号 南大隅町さたでいランドの指定管理者の指定について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号 南大隅町さたでいランドの指定管理者の指定について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

▼日程第 7 議案第44号 南大隅町大浜海浜公園の指定管理者の指定について議決を求める件について

議長（大村明雄君）

日程第7 議案第44号 南大隅町大浜海浜公園の指定管理者の指定について議決を求める件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第44号は、南大隅町大浜海浜公園の指定管理者の指定について議決を求める件であります。

本案は、南大隅町大浜海浜公園の管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

- 1 施設の名称は、南大隅町大浜海浜公園
- 2 指定管理者となる団体は、
住 所 肝属郡南大隅町佐多馬籠3529番地3
名 称 合同会社 岬
代表者名 代表社員 石塚康秀氏
- 3 指定の期間は、平成28年3月1日から平成33年3月31日までの5年1か月で

あります。

よろしくご審議ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第44号 南大隅町大浜海浜公園の指定管理者の指定について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号 南大隅町大浜海浜公園の指定管理者の指定について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

▼日程第 8 議案第45号 南大隅町ねじめ温泉・ネッピャー館の指定管理者の指定について議決を求める件について

議長（大村明雄君）

日程第8 議案第45号 南大隅町ねじめ温泉・ネッピャー館の指定管理者の指定について議決を求める件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第45号は、南大隅町ねじめ温泉・ネッピ一館の指定管理者の指定について議決を求める件であります。

本案は、南大隅町ねじめ温泉・ネッピ一館の管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1 施設の名称は、南大隅町ねじめ温泉・ネッピ一館

2 指定管理者となる団体は、

住 所 鹿児島市住吉町1番3号

名 称 株式会社 芙蓉商事

代表者名 代表取締役 湯之口隆洋氏

3 指定の期間は、平成28年3月1日から平成33年3月31日までの、5年1か月であります。

よろしくご審議ご決定くださいますよう、お願い致します。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第45号 南大隅町ねじめ温泉・ネッピ一館の指定管理者の指定について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号 南大隅町ねじめ温泉・ネッピー館の指定管理者の指定について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

▼日程第 9 議案第46号 南大隅町観光交流物産館の指定管理者の指定について議決を求める件について

議長（大村明雄君）

日程第9 議案第46号 南大隅町観光交流物産館の指定管理者の指定について議決を求める件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第46号は、南大隅町観光交流物産館の指定管理者の指定について議決を求める件であります。

本案は、南大隅町観光交流物産館の管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1 施設の名称 南大隅町観光交流物産館

2 指定管理者となる団体

住 所 鹿児島市住吉町1番3号

名 称 株式会社 芙蓉商事

代表者名 代表取締役 湯之口 隆洋 氏

3 指定の期間 平成28年3月1日から平成33年3月31日までの5年1か月であります。

よろしくご審議ご決定くださいますよう、お願い致します。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第46号 南大隅町観光交流物産館の指定管理者の指定について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号 南大隅町観光交流物産館の指定管理者の指定について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

▼日程第10 議案第47号 南大隅町半潜水型水中展望船の指定管理者の指定について議決を求める件について

▼日程第11 議案第48号 南大隅町半潜水型水中展望船待合所の指定管理者の指定について議決を求める件について

議長（大村明雄君）

日程第10 議案第47号 南大隅町半潜水型水中展望船の指定管理者の指定について議決を求める件

日程第11 議案第48号 南大隅町半潜水型水中展望船待合所の指定管理者の指定について議決を求める件 以上2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

ただいま一括提案となりました、議案第47号及び48号の議案は、南大隅町半潜水型水中展望船及び南大隅町半潜水型水中展望船待合所の指定について議決を求める件であります。

本案は、2施設の管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

指定管理者となる団体はいずれも、

住 所 肝属郡南大隅町佐多馬籠480番地

名 称 田尻地区観光推進組合

代表者名 組合長 濱田千昭 氏

指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年1か月であります。

よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

議案第47号 南大隅町半潜水型水中展望船の指定管理者の指定について議決を求める件に、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第47号 南大隅町半潜水型水中展望船の指定管理者の指定について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号 南大隅町半潜水型水中展望船の指定管理者の指定について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第48号 南大隅町半潜水型水中展望船待合所の指定管理者の指定について議決を求める件に質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第48号 南大隅町半潜水型水中展望船待合所の指定管理者の指定について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号 南大隅町半潜水型水中展望船待合所の指定管理者の指定について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

▼日程第12 議案第49号 南大隅町漁船保全修理施設の指定管理者の指定について議決を求める件について

議長（大村明雄君）

日程第12 議案第49号 南大隅町漁船保全修理施設の指定管理者の指定について議決を求める件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第49号は、南大隅町漁船保全修理施設の指定管理者の指定について議決を求める件であります。

本案は、南大隅町漁船保全修理施設の管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

- 1 施設の名称 南大隅町漁船保全修理施設（田尻漁港地内）
- 2 指定管理者となる団体
住 所 肝属郡南大隅町佐多馬籠480番地
名 称 田尻地区観光推進組合
代表者名 組合長 濱田 千昭 氏
- 3 指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年であります。
よろしくご審議ご決定くださいますようお願い致します。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第49号 南大隅町漁船保全修理施設の指定管理者の指定について議決を求める件を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第49号 南大隅町漁船保全修理施設の指定管理者の指定について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

**▼日程第13 議案第50号 南大隅町老人福祉センターの指定管理者の指定について
議決を求める件について**

議長（大村明雄君）

日程第13 議案第50号 南大隅町老人福祉センターの指定管理者の指定について議決を求める件を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第50号は、南大隅町老人福祉センター施設の指定管理者の指定について議決を求める件であります。
本案は、南大隅町老人福祉センター施設の管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

- 1 施設の名称 南大隅町老人福祉センター

2 指定管理者となる団体

住 所 肝属郡南大隅町根占川南3256番地3

名 称 社会福祉法人 南大隅町社会福祉協議会

代表者名 副会長 南園 洋生 氏

3 指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でありま
す。

よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第50号 南大隅町老人福祉センターの指定管理者の指定について議決
を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号 南大隅町老人福祉センターの指定管理者の指定について議
決を求める件は、原案のとおり可決されました。

**▼日程第14 議案第51号 南大隅町高齢者支援センターの指定管理者の指定につい
て議決を求める件について**

議長（大村明雄君）

日程第14 議案第51号 南大隅町高齢者支援センターの指定管理者の指定について議決を求める件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第51号は、南大隅町高齢者支援センター施設の指定管理者の指定について議決を求める件についてであります。

本案は、南大隅町高齢者支援センター施設の管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

1 施設の名称 南大隅町高齢者支援センター

2 指定管理者となる団体

住 所 南大隅町根占川北1315番地1

名 称 公益社団法人 南大隅町シルバー人材センター

代表者名 常務理事 武元 剛 氏

3 指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でありま

す。

よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第51号 南大隅町高齢者支援センターの指定管理者の指定について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第51号 南大隅町高齢者支援センターの指定管理者の指定について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

▼日程第15 議案第52号 請負契約（牛牧橋新設工事（3工区））の締結について議決を求める件について

議長（大村明雄君）

日程第15 議案第52号 請負契約（牛牧橋新設工事（3工区））の締結について議決を求める件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第52号は、請負契約（牛牧橋新設工事（3工区））の締結について議決を求める件についてであります。

本案は、同請負契約の締結につき南大隅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求める件であります。

- 1 工事名 牛牧橋新設工事（3工区）
- 2 工事場所 南大隅町根占川北地内
- 3 契約方法 指名競争入札
- 4 契約金額 94,838,750円
- 5 契約の相手方 鹿児島市伊敷五丁目17番5号
コーアツ工業株式会社
代表取締役 吉田 三郎 氏

よろしくご審議ご決定くださいますようお願い致します。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第52号 請負契約（牛牧橋新設工事（3工区））の締結について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号 請負契約（牛牧橋新設工事（3工区））の締結について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

▼日程第16 委員会の調査報告について

議長（大村明雄君）

日程第16 委員会の調査報告をお願いします。

教育産業常任委員会 委員長の報告を求めます。

[教育産業常任委員長 大久保 孝司 君 登壇]

教育産業常任委員長（大久保孝司君）

教育産業委員会では、去る1月14・15日に、福岡県糸島市に於いて「鳥獣害防止対策」の取組について、所管事務調査を実施しましたのでその結果について報告いたします。

平成22年1月、1市2町が合併して誕生した糸島市では、農作物の被害額が平成23年度5千9百万円、26年度に於いては7千9百万円となり、主要鳥獣のなかでも猪の被害が多く、26年度捕獲頭数も2千7頭であるとのことでした。

捕獲対策として、猟友会員106名から有害鳥獣捕獲員として24名を選抜して、農作物作付け等に合わせ、1回を1ヶ月から2ヶ月にかけて、年3回の捕獲を実施、また、1年を通して猟友会から選出された13名と市職員2名で、鳥獣被害対策実施隊として地域からの要請により駆除、捕獲を実施しているとのことでした。

サル捕獲については、サル捕獲調査会3名と委託契約を結び、箱わな捕獲で対応され、銃による捕獲追い払いについては、実施隊により行われ、26年度捕獲頭数は80頭との実績を示されました。

捕獲奨励金は糸島市独自で猪1頭2千円が制度化されております。

被害防止対策として、福岡県支援事業により電気柵、金網柵の設置を実施し、地元負担が発生した場合は、市が1/3を上限5万円として補助されております。

また、民間の施策として、糸島市鳥獣害防止対策協議会により、二丈吉井地区に平成23年度、鳥獣被害防止総合対策支援事業により猪処理加工施設を建設。24年8月、正組合員13名、准組合員4名により、浮嶽くじら処理加工組合を設置され運営されています。

解体処理・販売額は、平成26年度47頭 2百26万1千円で、販売は市内直売所を中心に通販を含む小売りにシフトしているとのことでした。

課題としましては、獣肉は質・量の安定生産や経済性、効率性が担保できない。販売営業に経験や知識のある人材と労働力不足であり、運営管理に糸島市から年間補助がない現状では、運営が苦しい状況であるとの事でした。

以上が調査概要であります。本町も鳥獣害防止施設整備事業をはじめ、町単による鳥獣害防止施設整備事業、鳥獣被害対策実施隊事業、有害鳥獣捕獲対策事業、狩猟免許税等補助事業により成果は多く治められているものの、鳥獣被害の拡大は農業者の営農意欲を低下させる大きな問題となります。

今回の糸島市の鳥獣害対策では、農作物被害に関連することから農協による援助金に対策費に組み込まれていることや、農作物の作付けに合わせた年3回の有害鳥獣捕獲の活動は、本町の鳥獣害対策に生かされるのではないかと強く感じました。

今後、鳥獣による被害を防止するため、猟友会の協力を頂きながら、鳥獣の生育発生状況の調査や侵入防止策、捕獲駆除対策など、被害防止の技術向上が図られることを期待しまして、教育産業常任委員会の所管事務調査の報告といたします。

▼ 散 会

議長（大村明雄君）

以上で全部の日程を終了しました。

平成27年度 南大隅町議会定例会2月会議を散会します。

散会 : 平成28年 2月 3日 午前10時36分